

ご利用いただける世帯

- 世帯の収入が一定基準以下であり、必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得世帯。
 - 低所得世帯とは、世帯の収入がおおむね市町村民税非課税程度または生活保護法に基づく生活保護基準額の1.7倍以下の世帯。
- 福祉資金（技能習得費・支度費）は低所得世帯のほか、必要な資金の融資を他から受けることが困難な障がい者世帯及び高齢者世帯もご利用いただけます。
 - 障がい者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者の属する世帯。
 - 高齢者世帯とは、日常生活上療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯で、その世帯の所得がおおむね生活保護基準額の2.3倍以下の世帯。

高校・大学・短大・専門学校等へ進学される方

運転免許を取得される方、各種学校へ進学される方、就職に伴う支度費が必要な方等

教育支援資金（教育支援費・就学支度費）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
教育支援資金	教育支援費 高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内	卒業後 6カ月以内	20年以内	無利子
	就学支度費 500,000円以内			

※就学する方が「借受人」となり、世帯の生計中心者又は就学者の親権者が「連帯借受人」として加わらなければなりません。また世帯の状況によっては、「連帯保証人」が必要となる場合があります。

福祉資金（技能習得費・支度費）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間（目安）	貸付利率
福祉資金	技能習得費 技能習得期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内	貸付後 6カ月以内	8年以内	連帯保証人ある場合 無利子または 年1.5%※
	支度費 500,000円以内		3年以内	

※原則として就学・就職する方が「借受人」となり、世帯の生計中心者が「連帯借受人」として加わらなければなりません。この場合「連帯保証人」を立てたものとみなし無利子となります。また世帯の状況によっては、「連帯保証人」が必要となる場合があります。

申込について

■相談窓口

お住まいの市町村の社会福祉協議会または民生委員にご相談ください。

■民生委員等による相談支援

申込時から返済終了まで、民生委員及び社会福祉協議会の関係者が世帯の相談支援を行います。（申込み時には、お住まいの地区の民生委員の意見書が必要となります。）

貸付金の返済方法

- 返済方法は原則として、「岩手県内に本店のある金融機関」または「ゆうちょ銀行」の預金口座からの自動振替となります。
- 期限内に返済が終了しない場合は、残りの元金に対して年10.75%の延滞利息が発生します。

生活福祉資金 教育支援資金・福祉資金のご案内
就職、進学等により、新たな生活を始められる方を経済的に支援するため
の生活福祉資金貸付制度（教育支援資金・福祉資金）についてご案内します。



- （株）石田商会
（株）北星
岩手トヨタ自動車（株）
岩手県司法書士会
岩手県酒造組合
駒木葬祭（株）
新興電気（株）
新日東鋼管（株）
盛岡ガス（株）
盛岡ガス燃料（株）
青山良一郎税理士事務所
損害保険ジャパン日本興亜（株）岩手支店
天理教岩手教務支庁
東洋電業（株）
日本レジャービジネス（株） マツハラランド
菱和建設（株）
富士ゼロックス岩手（株）
富士水工業（株）
北日本レストラン（株）
民主党岩手県総支部連絡会
名鉄観光サービス（株）盛岡支店
鈴木内科神経内科
ときめきファーム（株）
エビー（株）
（株）佐藤正行種苗
岩手農蚕（株）
岩手農蚕（株）
岩手中部地区
（株）総合花巻病院
花巻温泉（株）
花巻農業協同組合

白石食品工業(株)、46回目のクリスマスケーキ贈呈

昨年12月25日、白石食品工業(株)本社でクリスマスケーキ贈呈式が行われ、同社から盛岡市周辺の91か所の社会福祉施設にケーキが贈られました。

ケーキ贈呈は「さまざまな事情で施設を利用し、家族とともにクリスマスを過ごせない人たちに、ケーキを添えて季節の夢を手渡したい」と、同社が社会貢献事業の一環として昭和43年から行っているもので、今回で46回目となります。

贈呈式では白石茂代表取締役より施設利用者代表の中川竜聖さん(福祉型障害児入所

施設みたけ学園)へケーキが手渡され、中川さんは「心のこもったケーキをたくさんいただき、ありがとうございます」とお礼を述べました。

ケーキは盛岡市周辺の児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害福祉サービス事業所などを利用する約4,000人に贈られました。

盛岡市のユリノキ会(共同作業所社・就労継続支援B型事業所)の植村集管理者は「利用者は毎年、この日を楽しみにしています」と笑顔を見せていました。



施設利用者代表にケーキを手渡す白石茂代表取締役(左)



91か所の施設にケーキが贈られました



平成26年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の 事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶補償金額			
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)	
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円程度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円程度)
	利用者傷害死亡事故慰謝金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

保険期間1年職種別A級

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記にお願いします。●

団体契約者
社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
TEL:03(3593)6433

取扱代理店
株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(SJT13-12122 2014.2.13 作成)